

風水害に備えましょう 避難情報が見直されました

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、国による災害対策基本法の一部改正とともに、避難情報の見直しが行われました。(施行日/令和3年5月20日)

警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し、早期の避難を促す対象が明確になりました。

また、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化するとともに、例外として上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民などに対しては、必ずしも立退き避難を求めないこととし、屋内で安全確保することを促せるようになりました。

更に、災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付けられました。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
直ちに自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保しましょう。






避難勧告は廃止されました。
これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

警戒レベル

4

避難指示で必ず避難してください。

警戒レベル	新たな避難情報など		
5	 災害発生 または切迫	緊急安全確保※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) ・避難指示(緊急) ・避難勧告 避難準備・ 高齢者等避難開始 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) 早期注意情報 (気象庁)
警戒レベル4までに必ず避難			
4	 災害の おそれが高い	避難指示※2	
3	 災害の おそれあり	高齢者等避難※3	
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、**警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。**

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。